

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公開番号】特開2018-118734(P2018-118734A)

【公開日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2018-85276(P2018-85276)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/427 (2006.01)

B 6 0 R 21/207 (2006.01)

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/427

B 6 0 R 21/207

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月5日(2019.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレーム部材と、

該フレーム部材上に配設されたクッションパッドと、

前記フレーム部材及び前記クッションパッドを覆う表皮と、

前記フレーム部材に取り付けられ、少なくともインフレーターとエアバッグを有するエア

バッグモジュールと、

前記表皮に接続され、前記エアバッグモジュールの展開方向を案内する案内部材と、

該案内部材を前記フレーム部材に取り付けるよう構成され、前記フレーム部材に取り付

けられる取付部材と、を備え、

該取付部材は、前記案内部材が周りで折り返される仕切部を備え、

前記案内部材は、第一部分と、前記案内部材が前記仕切部の周りで折り返された状態で

前記第一部分と対向する第二部分と、を備え、

前記案内部材の前記第一部分と前記第二部分とが、連結部により互いに連結され、

前記連結部が前記仕切部よりもシート前後方向における前方に配置されていることを特

徴とするエアバッグモジュール装備シート。

【請求項2】

前記取付部材は、前記フレーム部材に形成された取付孔に挿入されて嵌合する本体部と

、前記フレーム部材に当接する板状のフランジ部と、を備え、

前記フランジ部は、切欠部を備え、

前記案内部材の前記連結部は、前記切欠部よりもシート前後方向における前方に配置されることを特徴とする請求項1に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項3】

前記案内部材の前記連結部は、シート幅方向において前記フレーム部材と前記エアバッグモジュールとの間に挟まれていることを特徴とする請求項1又は2に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 4】

前記仕切部は、前記取付部材の長手方向に沿って延在し、前記取付部材のシート前後方向における中央線よりも後方に配置されていることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 5】

前記案内部材は、前記仕切部の周りで折り返されている折り返し端部を有し、前記案内部材の前記折り返し端部は、前記取付部材から前記フレーム部材の内側方向に露出していることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 6】

前記フレーム部材は、前端部をシート幅方向における内側に折り返して形成された前縁部と、後端部を前記シート幅方向における内側に屈曲させて形成された後縁部と、を有し、

前記本体部の前記シート幅方向における内端は、前記フレーム部材の前記前縁部の内端と前記後縁部の内端とを結んだ仮想線よりも前記シート幅方向における外側に配置されていることを特徴とする請求項 2 に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 7】

前記連結部は、前記インフレータよりもシート前後方向における前方に配置されることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 8】

前記取付部材は、第一貫通孔と第二貫通孔とを備え、前記案内部材の前記第一部分は前記第一貫通孔を通り、前記案内部材の前記第二部分は前記第二貫通孔を通ることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 9】

前記案内部材の前記第一部分及び前記第二部分の少なくとも一部は、シート幅方向において前記フレーム部材と前記エアバッグモジュールとの間に挟まれていることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 10】

前記連結部は、Z 字状に形成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【請求項 11】

前記案内部材の前記第一部分は、前記クッションパッドの裏面に当接していることを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記課題は、本願発明のエアバッグモジュール装備シートによれば、フレーム部材と、該フレーム部材上に配設されたクッションパッドと、前記フレーム部材及び前記クッションパッドを覆う表皮と、前記フレーム部材に取り付けられ、少なくともインフレータとエアバッグを有するエアバッグモジュールと、前記表皮に接続され、前記エアバッグモジュールの展開方向を案内する案内部材と、該案内部材を前記フレーム部材に取り付けるよう構成され、前記フレーム部材に取り付けられる取付部材と、を備え、該取付部材は、前記案内部材が周りで折り返される仕切部を備え、前記案内部材は、第一部分と、前記案内部材が前記仕切部の周りで折り返された状態で前記第一部分と対向する第二部分と、を備え、前記案内部材の前記第一部分と前記第二部分とが、連結部により互いに連結され、前記連結部が前記仕切部よりもシート前後方向における前方に配置されていること、により解

決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、前記取付部材は、前記フレーム部材に形成された取付孔に挿入されて嵌合する本体部と、前記フレーム部材に当接する板状のフランジ部と、を備え、前記フランジ部は、切欠部を備え、前記案内部材の前記連結部は、前記切欠部よりもシート前後方向における前方に配置されると、好適である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、前記案内部材の前記連結部は、シート幅方向において前記フレーム部材と前記エアバッグモジュールとの間に挟まれていると、好適である。

また、前記仕切部は、前記取付部材の長手方向に沿って延在し、前記取付部材のシート前後方向における中央線よりも後方に配置されていると、好適である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、前記案内部材は、前記仕切部の周りで折り返されている折り返し端部を有し、前記案内部材の前記折り返し端部は、前記取付部材から前記フレーム部材の内側方向に露出していると、好適である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、前記フレーム部材は、前端部をシート幅方向における内側に折り返して形成された前縁部と、後端部を前記シート幅方向における内側に屈曲させて形成された後縁部と、を有し、前記本体部の前記シート幅方向における内端は、前記フレーム部材の前記前縁部の内端と前記後縁部の内端とを結んだ仮想線よりも前記シート幅方向における外側に配置されていると、好適である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記連結部は、前記インフレーターよりもシート前後方向における前方に配置されると、好適である。

また、前記取付部材は、第一貫通孔と第二貫通孔とを備え、前記案内部材の前記第一部

分は前記第一貫通孔を通り、前記案内部材の前記第二部分は前記第二貫通孔を通ると、好適である。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、前記案内部材の前記第一部分及び前記第二部分の少なくとも一部は、シート幅方向において前記フレーム部材と前記エアバッグモジュールとの間に挟まれていると、好適である。

また、前記連結部は、Z字状に形成されていると、好適である。

さらに、前記案内部材の前記第一部分は、前記クッションパッドの裏面に当接していると、好適である。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明によれば、エアバッグの展開方向を案内する案内部材を、取付部材によって容易にフレーム部材に取り付けることができる。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

シートバックS1は、図1～図3に示すように、シートバックフレーム1と、シートバックフレーム1上に載置されるクッションパッド5、5aと、シートバックフレーム1及びクッションパッド5、5aを覆うトリムカバー4と、トリムカバー4の破断部40に一端が縫い付けられた帯状の力布31、32を主要構成要素とする。なお、トリムカバー4及び力布32は、特許請求の範囲における表皮及び案内部材にそれぞれ対応する。

シートバックフレーム1は、図1、図2に示すように、シート幅方向左右に離間して配置され上下方向に延在するサイドフレーム10と、このサイドフレーム10の上端部を連結する上部フレーム21と、下端部を連結する下部フレーム22とにより枠状に構成されている。ここで、シートバックフレーム1は、特許請求の範囲のフレーム部材に対応する。

上部フレーム21には、ピラー支持部23が設けられ、ピラー支持部23には、不図示のヘッドレストフレームが設けられる。ヘッドレストフレームの外側にクッション部材を設けることでヘッドレストS3が構成される。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図4に示すように、破断部40には、力布31、32が共縫いされている。力布31、32は、案内部材に対応し、エアバッグモジュール6の展開方向を案内する部材である。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

< 第2変形例 >

上記実施形態においては、取付部材50、70から前方又は後方のいずれか一方のみにおいて二股に力布32が延出するものとして説明したが、本願発明はこのような形態に限定されない。

例えば、図10に示すように、帯状の力布80を前側貫通孔59a及び後側貫通孔59bに通して、力布80の両端部を破断部40で前面マチ部41及び側面マチ部42と共縫いし、エアバッグモジュール6を力布80によって前後に挟むようにして取付部材50を側板11に取り付けるようにしてもよい。つまり、力布80は、取付部材50から前側と後ろ側の二股に延出し、エアバッグモジュール6の内側と外側と二手に分かれて延出することとなる。ここで、二股状の力布80のうち一肢であるエアバッグモジュール6のシート幅方向内側に延出する側が、インナー側案内部材に対応し、他肢であるエアバッグモジュール6のシート幅方向外側に延出する側が、アウター側案内部材に対応する。

このようにして、取付部材50によって、力布80を取り付けるようにすれば、力布を二枚要さず、また、別途の取付部材50や係止フック33を要さずに、エアバッグモジュール6の前後を覆うようにできる。

このため、部品点数を削減することができるとともに、力布80の側板11への取り付けが容易となる。